

# 2016くらしのサポーター通信

## 最近のメールマガジンから

ハイライト:

- 今月のテーマ
- 最近のメールマガジンから
- 注意してください!
- お知らせ
- くらしのコラム
- 出世 ~別れの季節~

徳島県消費者情報センターでは、毎週火曜日にメールマガジンを配信しています。(登録はこちら <http://www.tokushohi.or.jp/mail.php>)

今トラブルが多発している相談、今後注意が必要だと考えられるものについて取り上げたメールマガジンを紹介します。

### ○ 電話の架空請求に注意

「携帯に電話がかかり、『有料の動画を見たのに支払いがない。支払わなければ訴訟を起こす。』といった内容の音声ガイダンスが流れた。」という相談がありました。支払額を確認したい時は①を、支払方法は②を押すようにアナウンスされたが、全く覚えがないので電話を切ったとのことです。

他に「以前のアダルトコンテンツの解約ができていないと電話があり、個人情報伝えてしまった」という相談もありました。

これらは、電話を利用した架空請求です。脅すようなことを言われても決して金銭の要求に応じたり、個人情報を伝えたりせず、電話は無視するようにしましょう。

### ○ 「プリペイドカードを買ってきて」は詐欺!

「スマホでアダルトサイトに入り、動画再生をクリックしたら、いきなり10万円を請求する画面になった。あわてて業者に、間違って登録になったので取り消したいと電話したが聞き入れられず、コンビニで大手通販会社のギフト用プリペイドカードを10万円分買い、カードに記載された番号を知らせよう指示されたが、不審」との相談がありました。

相談者が買うよう指示されたカードの価値は、発行会社のサーバーに記録されていて、カードそのものを渡さなくても、番号を知らせるだけで、購入した金額(価値)を全て相手に渡したのと同じこととなります。後で騙されたと気付いても、取り戻すことは困難です。

そもそもこの事例では、契約は成立しているとは言えず、お金を支払う必要がない「ワンクリック請求」です。

また、サイトの料金をプリペイドカードを買って払うよう指示された場合は、詐欺だと考えられますので、注意しましょう。



## ○ マイナンバー詐欺にご用心

国内に住む全ての人に12桁の番号を割り当てるマイナンバー制度の個人番号を知らせる「通知カード」が、簡易書留で送付されました。

今後、マイナンバーに便乗した不審な電話などが増えることが予想されます。全国の消費生活センターには、行政機関を名乗り、マイナンバー制度の導入に伴い必要であると言って、口座番号や資産の状況を聞きだそうとする電話や訪問があったとの情報が寄せられています。また、「あなたのマイナンバーを貸してほしい」といった劇場型の詐欺の手口も出てきています。

また、マイナンバーの通知や利用手続きで、国や自治体の職員が家族構成や資産、年金等をお聞きすることはありません。マイナンバー制度に便乗した不審な電話、メール、郵送物、訪問等には十分注意しましょう。

## ○ 工事は終わったが・・・

「屋根瓦の漆喰がはがれているので修理しませんか」と、いきなり業者が訪問してきた。漆喰のはがれが気になっていたので契約をしたら、その日のうちに数時間で工事は終わった。よく考えると高額だが、工事が終わっているのでクーリング・オフはできないのだろうかとの相談がありました。

訪問販売で工事を契約した場合、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。たとえ工事が終わっていてもクーリング・オフは可能です。しかし、工事が終了していると言って料金を請求したり、支払い済みの代金の返金を渋ったりする業者もいます。トラブルを未然に防ぐためにも、契約する前によく考えて慎重に判断することが大切です。

## ○ 光回線の電話勧誘

「電話勧誘で今より料金が安くなると言われ光回線の変更を承諾したが、家族に反対されたのでやめたい」との相談がありました。

電話で説明を受けただけでは、サービス内容や料金を比較検討することは困難です。電話勧誘であっても、光回線や光電話、プロバイダの契約は特定商取引法の適用除外であり、クーリング・オフ（無条件解除）ができません。その場で判断せず、一旦電話を切り、ホームページを確認したり、家族や知り合いに相談しましょう。

## ○ なりすまし通販サイトに御用心

「以前利用した通販モールのショップと思い、激安のブランド物の財布の購入を申し込んだ。支払い方法は前払いの銀行振込のみで、口座名義は外国人の個人名だった。不審なのでまだ振込はしていない。どうしたらいいか」という相談がありました。

これは、実在する通販サイトをそのままコピーした模倣サイトと考えられます。注文したものと異なる模倣品が届いたり、商品が届かず返金もされないといったトラブルが多発

.....  
しています。

最近では模倣サイトでも、クレジットカードで決済できるところもあり注意が必要です。トラブルを避けるためには、信用できる通販サイトかどうかを利用者が見極めることが大切です。

## 注意してください！

### ● 自転車用レインウェアを安全に使用しましょう（国民生活センター）

- ① 自転車との組み合わせによっては、ポンチョの裾やレインスーツのドロコードが駆動部に接触し、巻き込まれることがあります。使用前に、レインウェアと駆動部が接触していないか確認しましょう。
- ② フードの調整装備を正しく使用しないと、首を左右に動かした際に、フードが首の動きに付いてこないことがあるため、左右の視界が遮られることがあります。使用前に、フードを調整し、首を左右に振った際に視界が遮られることがないか確認しましょう。

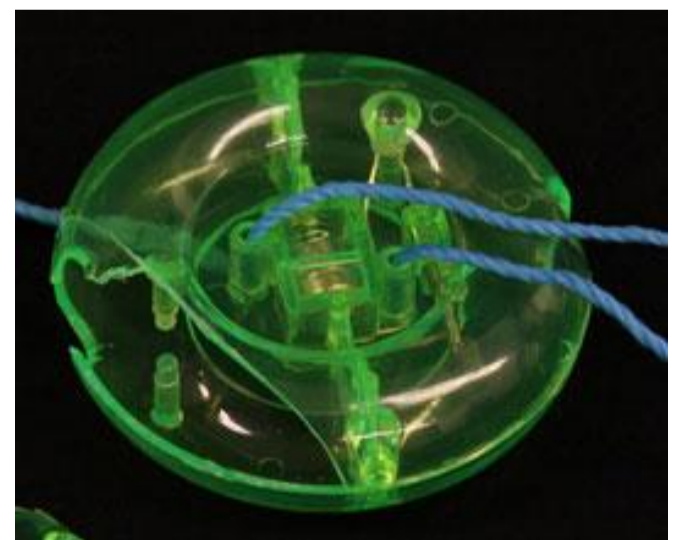


### ● 使用中に破片が飛び、目を負傷した回転させる玩具（国民生活センター）

「回転させて遊ぶ玩具を使用したところ、プラスチック部品が破損し、破片が右目に当たり角膜裂傷、眼球破裂のけがを負った」という事故がありました。

商品テストを行ったところ、ひび割れなどの破損がある状態で使用すると、割れて分離した破片が高速で飛散するおそれがあることがわかりました。

小さなものでも傷やひび割れがある当該品は、使用を中止してください。



[商品名：光るびゅんびゅんマスター、発売元：株式会社 戸成]

## 徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



「消費者教育推進大使」  
すだちくん

## くらしのコラム

### 出世～別れの季節～

『大辞林』の辞書には「出世」の項に面白い説明がある。④のウで、「比叡山で公卿の子息が剃髪して僧となったこと」とある。①や②の説明は、おおむね「世に出て地位があがる」。出世には、④のウの転義で、その昇進が特に早かった等々の説明もある。

公卿の子が僧になると言う出世の意味が、結果の早く昇進することになった。僧侶の階位は昇任が家柄によるものだった。悔しいが、言葉の成り立ちから縁故（引き）による出世は当たり前のこと。二次会の居酒屋で「力もないのに出世して・・・」と嫉めば、一方は「縁故も運も実力のうち・・・」となるのだ。

くらしのサポーター 三原茂雄

## くらしのサポーター活動の思い出



くらしのサポーター・  
消費生活コーディネーター  
交流会



くらしのサポーター研修会



くらしのサポーター活動功労者表彰



池本先生による講演

県民大会  
消費者問題



城西高校生による発表



くらしのサポーター担当者より

皆様には、くらしのサポーターとして御活動いただき、感謝申し上げます。

さて、年度末がまいりました。今年度の活動の状況を、くらしのサポーター活動手帳に記入の上、来る4月22日（金）までに御提出ください。

消費者被害撲滅に向け、今年もくらしのサポーター事業を推進してまいりますので、御協力をお願いします。